

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年6月28日(2007.6.28)

【公開番号】特開2004-350271(P2004-350271A)

【公開日】平成16年12月9日(2004.12.9)

【年通号数】公開・登録公報2004-048

【出願番号】特願2004-143522(P2004-143522)

【国際特許分類】

H 04 L 9/32 (2006.01)

G 06 F 21/24 (2006.01)

H 04 N 7/16 (2006.01)

H 04 L 9/08 (2006.01)

【F I】

H 04 L 9/00 6 7 5 D

G 06 F 12/14 5 4 0 A

G 06 F 12/14 5 5 0 A

G 06 F 12/14 5 6 0 C

H 04 N 7/16 Z

H 04 L 9/00 6 0 1 C

【手続補正書】

【提出日】平成19年5月14日(2007.5.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

データタイプ・ハンドラ・モジュールと通信し、該データタイプ・ハンドラ・モジュールによって提供される少なくとも1つのインタフェースにアクセスする、第1のコンポーネントにおけるインタフェース・システムと、

前記データタイプ・ハンドラ・モジュールによって提供される前記少なくとも1つのインタフェースにアクセスしてデータ転送セキュリティ機構を取得し、該データ転送セキュリティ機構を実施する、セキュリティ・システムと、
を備え、

前記第1のコンポーネントにおける前記インタフェース・システムによって用いられる前記データタイプ・ハンドラ・モジュールは、コンテンツの機能および前記データ転送セキュリティ機構によって前記コンテンツに適用されるセキュリティとして用いられる、
システム。

【請求項2】

前記データ転送セキュリティ機構の一部が暗号情報を含み、前記データ転送セキュリティ機構の別の一部によって前記第1のコンポーネントが該暗号情報を用いて暗号化コンテンツを解読することのできる、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記データ転送セキュリティ機構によって、前記第1のコンポーネントが前記データタイプ・ハンドラ・モジュールを認証することのできる、請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記第1のコンポーネントが暗号情報にアクセスすると共に、前記データ転送セキュリ

ティ機構が、前記第1のコンポーネントから該暗号情報の少なくとも一部を要求することによって、前記第1のコンポーネントが、要求された該暗号情報を用いて暗号化コンテンツの一部を解読することのできる、請求項1に記載のシステム。

【請求項5】

前記データタイプ・ハンドラ・モジュールが、暗号署名によってデジタル的に署名されると共に、前記第1のコンポーネントが、該暗号署名が信頼性のあるソース・コンポーネントによって作成されておらず又承認もされていないと判断すると、前記データタイプ・ハンドラ・モジュールを拒絶する、請求項1に記載のシステム。

【請求項6】

前記データ転送セキュリティ機構によって、前記第1のコンポーネントが、コンテンツに関連付けられた少なくとも1つのコンテンツ権利表現言語ステートメントを解釈することができると共に、解釈された該コンテンツ権利表現言語ステートメントに従う、請求項1に記載のシステム。